

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|--|----|
| <p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00005</p> <p style="text-align: center;">沿革（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>平成26年9月24日 一部改正</u></p> | <p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005</p> <p style="text-align: center;">沿革（略）</p> | |
| <p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく海外投資保険のうち、法第2条第17項第1号の海外投資を行った者が受ける損失をてん補する海外投資保険の保険約款とする。</p> | <p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく海外投資保険のうち、法第2条第16項第1号の海外投資を行った者が受ける損失をてん補する海外投資保険の保険約款とする。</p> | |
| <p>(てん補危険)</p> <p>第2条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一 被保険投資の目的たる株式その他の持分（以下「株式等」という。）又は株式等に対する配当金の支払請求権（以下「配当金請求権」という。）を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）により奪われたこと。</p> | <p>(てん補危険)</p> <p>第2条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一 被保険投資の目的たる株式その他の持分（以下「株式等」という。）又は株式等に対する配当金の支払請求権（以下「配当金請求権」という。）を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）により奪われたこと。</p> | |
| <p>二 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けて当該被保険投資の相手方について次のイからニまでのいずれかに該当する事由（以下「事業不能等」という。）が生じたこと。</p> <p>イ 事業の継続の不能</p> <p>ロ 破産手続開始の決定その他これに準ずる事由</p> <p>ハ 銀行による取引の停止その他これに準ずる事由（著しい債務超過となっている場合に限る。）</p> <p>ニ <u>1</u>月以上の事業の休止</p> <p>三 前号で定めるもののほか、被保険投資の相手方が本邦外におい</p> | <p>二 被保険投資の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けて当該被保険投資の相手方について次のイからニまでのいずれかに該当する事由（以下「事業不能等」という。）が生じたこと。</p> <p>イ 事業の継続の不能</p> <p>ロ 破産手続開始の決定その他これに準ずる事由</p> <p>ハ 銀行による取引の停止その他これに準ずる事由（著しい債務超過となっている場合に限る。）</p> <p>ニ <u>3</u>月以上の事業の休止</p> <p>三 前号で定めるもののほか、被保険投資の相手方が本邦外におい</p> | |

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>て生じた以下に掲げる事由により損害を受けて当該被保険投資の相手方について事業不能等が生じたこと。</p> <p>イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害</p> <p>ロ 国際連合その他の国際機関又は投資先国等及び事業地国等以外の国等による経済制裁</p> <p>ハ ゼネラルストライキ</p> <p>ニ ストライキによる輸送施設の機能の停止</p> <p>ホ 原子力事故</p> | <p>て生じた以下に掲げる事由により損害を受けて当該被保険投資の相手方について事業不能等が生じたこと。</p> <p>イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害</p> <p>ロ 国際連合その他の国際機関又は投資先国等及び事業地国等以外の国等による経済制裁</p> <p>ハ ゼネラルストライキ</p> <p>ニ ストライキによる輸送施設の機能の停止</p> <p>ホ 原子力事故</p> | |
| <p>四 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該被保険投資の相手方について事業不能等が生じたこと。</p> <p>ただし、次のイ及びロに掲げる場合については別に特約が付されているものに限る。</p> <p>イ 重要資産等が投資先国又は地域以外の国又は地域に存在する場合</p> <p>ロ 当該被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合</p> | <p>四 被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該被保険投資の相手方について事業不能等が生じたこと。</p> <p>ただし、次のイ及びロに掲げる場合については別に特約が付されているものに限る。</p> <p>イ 重要資産等が投資先国又は地域以外の国又は地域に存在する場合</p> <p>ロ 当該被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合</p> | |
| <p>五 株式等の喪失（前4号の事由によるものを除く。）により取得した金額又は株式等に対する配当金（以下「株式等喪失取得金等」という。）を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。</p> <p>イ 外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。以下同じ。）の制限又は禁止</p> <p>ロ 外国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による為替取引の途絶</p> <p>ハ 外国政府等による当該株式等喪失取得金等の管理</p> <p>ニ 当該株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府</p> | <p>五 株式等の喪失（前4号の事由によるものを除く。）により取得した金額又は株式等に対する配当金（以下「株式等喪失取得金等」という。）を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。</p> <p>イ 外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。以下同じ。）の制限又は禁止</p> <p>ロ 外国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による為替取引の途絶</p> <p>ハ 外国政府等による当該株式等喪失取得金等の管理</p> <p>ニ 当該株式等喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府</p> | |

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと</p> <p>ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による当該株式等喪失取得金等の没収</p> | <p>等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと</p> <p>ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による当該株式等喪失取得金等の没収</p> | |
| <p>六 被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定（法第52条第2項第2号に掲げるものを除き、被保険者の責めに帰することができないものであって、投資先国等及び事業地国等の政府等による政策変更の結果として損失が発生した場合について別に特約を付した場合に限る。）</p> | <p>六 被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定（法第52条第2項第2号に掲げるものを除き、被保険者の責めに帰することができないものであって、投資先国等及び事業地国等の政府等による政策変更の結果として損失が発生した場合について別に特約を付した場合に限る。）</p> | |
| <p>2 ～ 3 （略）</p> | <p>2 ～ 3 （略）</p> | |
| <p>第3条 （略）</p> | <p>第3条 （略）</p> | |
| <p>第4条 1 ～ 2 （略）</p> | <p>第4条 1 ～ 2 （略）</p> | |
| <p>3 前条第1項第1号の非常事故株式等について当該事由の発生直後に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における被保険投資の相手方評価額（以下「修正前直後評価額」という。）を基礎として、当該事由の発生日の翌日から評価を行った日までに発生した、被保険投資の相手方における重要な事象による変動額を調整した後の金額とする。ただし、重要な事象により調整すべき金額が、修正前直後評価額の10%以下である場合は、当該調整は行わない。</p> <p>一 当該事由の発生後に評価された被保険投資の相手方の監査済財務諸表等</p> <p>二 前号の書類の提出が困難な場合は、当該事由の発生後に評価された被保険投資の相手方の未監査財務諸表等であって、被保険者の監査済財務諸表等の作成にあたり基礎となった書類</p> <p>三 前二号の書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類</p> | <p>3 前条第1項第1号の非常事故株式等について当該事由の発生直後に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における被保険投資の相手方評価額（以下「修正前直後評価額」という。）を基礎として、当該事由の発生日の翌日から評価を行った日までに発生した、被保険投資の相手方における重要な事象による変動額を調整した後の金額とする。ただし、重要な事象により調整すべき金額が、修正前直後評価額の10パーセント以下である場合は、当該調整は行わない。</p> <p>一 当該事由の発生後に評価された被保険投資の相手方の監査済財務諸表等</p> <p>二 前号の書類の提出が困難な場合は、当該事由の発生後に評価された被保険投資の相手方の未監査財務諸表等であって、被保険者の監査済財務諸表等の作成にあたり基礎となった書類</p> <p>三 前二号の書類の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めた書類</p> | |
| <p>4 （略）</p> | <p>4 （略）</p> | |
| <p>第5条 ～ 第21条 （略）</p> | <p>第5条 ～ 第21条 （略）</p> | |
| <p>第5章 保険料 （保険料の納付等） 第22条 保険契約者は、保険契約を新規に締結した際において保険料</p> | <p>第5章 保険料 （保険料の納付等） 第22条 保険契約者は、保険契約を新規に締結した際において保険料</p> | |

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>を納付すべき場合、分割送金による保険金額の増額において保険料を納付すべき場合、海外投資保険の各約款に定める重大な変更の承認若しくは取得のための対価の額等の変更の承認により保険料を納付すべき場合又は、保険契約者が保険期間の1年又はその端数に係る保険料を納付すべき場合において、日本貿易保険の指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 <u>保険契約者が日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。</p> <p>4 <u>保険契約者が、日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。</u></p> <p>5 前項の規定による解除は、保険期間の1年若しくはその端数に係る保険料又は延滞金を納付すべきものであるときは当該保険期間の開始日から、被保険者が重大な変更を行った場合において納付すべきものであるときは重大な変更があった日から、効力を生ずる。</p> <p>6 <u>保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第1項の規定にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、</u></p> | <p>を納付すべき場合、分割送金による保険金額の増額において保険料を納付すべき場合、海外投資保険の各約款に定める重大な変更の承認若しくは取得のための対価の額等の変更の承認により保険料を納付すべき場合又は、保険契約者が保険期間の1年又はその端数に係る保険料を納付すべき場合において、日本貿易保険の指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。</p> <p>4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>5 前項の規定による解除は、保険期間の1年若しくはその端数に係る保険料又は延滞金を納付すべきものであるときは当該保険期間の開始日から、被保険者が重大な変更を行った場合において納付すべきものであるときは重大な変更があった日から、効力を生ずる。</p> | |

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|--|----|
| <p><u>日本貿易保険に対する第1項に定める保険料の支払債務（保険契約者が保険期間の1年又はその端数に係る保険料を納付すべき場合については、当該手続開始決定があった日の属する保険年度（保険料率等規程に規定する保険年度をいう。以下同じ。）における保険料の支払債務）について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u></p> | | |
| <p>第23条 ～ 第24条 （略）</p> | <p>第23条 ～ 第24条 （略）</p> | |
| <p>（保険金の請求） 第 25 条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「<u>保険金請求人</u>」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。 2 前項の請求は、損失発生通知を行った日以降、株式等又は株式等喪失取得金等については損失の発生日から、配当金請求権については支払期日から9月以内に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。 3 <u>保険金請求人</u>が正当な理由なく前項に規定する期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。 4 保険金の支払を請求した者は、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。 5 <u>保険金請求人</u>は、日本貿易保険が特に必要と認めた場合には、自己の費用をもって日本貿易保険が指定する公認会計士又は弁護士等による書類審査又は実地調査を受けなければならないものとする。 6 <u>保険金請求人は、第22条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険金の支払を請求するまでに、同条第1項及び第2項に規定する保険料（保険契約者が保険期間の1年又はその端数に係る保険料を納付すべき場合については、この約款による保険契約に基づきてん補されるべき損失の発生した日の属する保険年度以前の保険年度に</u></p> | <p>（保険金の請求） 第 25 条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。 2 前項の請求は、損失発生通知を行った日以降、株式等又は株式等喪失取得金等については損失の発生日から、配当金請求権については支払期日から9月以内に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。 3 <u>被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者が</u>正当な理由なく前項に規定する期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。 4 <u>被保険者又は</u>保険金の支払を請求した者は、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。 5 <u>保険金の支払の請求を行う者は</u>、日本貿易保険が特に必要と認めた場合には、自己の費用をもって日本貿易保険が指定する公認会計士又は弁護士等による書類審査又は実地調査を受けなければならないものとする。</p> | |

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|----|
| <p><u>おける保険料）及び延滞金の全部が支払われない限り、保険金の支払請求をすることが認められないものとする。</u></p> | | |
| <p>（保険金請求権の消滅時効） 第 26 条 保険金請求権は、株式等又は株式等喪失取得金等については損失の発生日から、配当金請求権については支払期日から2年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 <u>2 前条第6項の規定は、前項に基づく消滅時効の成立を妨げない。</u></p> | <p>（保険金請求権の消滅時効） 第 26 条 保険金請求権は、株式等又は株式等喪失取得金等については損失の発生日から、配当金請求権については支払期日から2年を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> | |
| <p>第27条 ～ 第41条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u></p> | <p>第27条 ～ 第41条 （略）</p> | |